

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成26年5月20日(火)午後7時00分～午後7時50分
場所 小田原市役所 601会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1 番委員 山田浩子(教育委員長職務代理者)
2 番委員 栢沼行雄(教育長)
3 番委員 萩原美由紀
4 番委員 和田重宏(教育委員長)
5 番委員 山口潤

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- | | |
|-----------|------|
| 教育部長 | 関野憲司 |
| 文化部長 | 諸星正美 |
| 教育部副部長 | 露木幹也 |
| 教育部管理監 | 松本弘二 |
| 文化部副部長 | 安藤圭太 |
| 文化部副部長 | 杉崎貴代 |
| 教育総務課長 | 柏木敏幸 |
| 教育指導課長 | 市川嘉裕 |
| 指導・相談担当課長 | 鈴木一彦 |
| 生涯学習課長 | 友部誠人 |
| 文化財課長 | 大島慎一 |
| 図書館長 | 古矢智子 |
| 青少年課長 | 石井聡 |
| 教育指導課副課長 | 吉田文幸 |
| 教育指導課指導主事 | 宮坂宗篤 |

(事務局)

- | | |
|-----------|------|
| 教育総務課総務係長 | 濱野光利 |
| 教育総務課主査 | 小林隆 |

4 報告事項

- (1) 青少年の体験交流事業等について (青少年課)
(2) 小田原市塔ノ峰青少年の家条例を廃止する条例等の素案に係る意見公募手続きの実施
について (青少年課)
(3) 平成26年度復興派遣に関する文化庁長官表彰に係る小田原市及び派遣職員に対する

- 感謝状授与について (文化財課)
(4) 小田原市いじめ防止基本方針策定に向けた進捗状況について (教育指導課)

5 議事日程

- 日程第1 議案第11号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について (教育総務課)
日程第2 議案第12号 小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例について【非公開】 (教育指導課)
日程第3 議案第13号 平成26年度6月補正予算について【非公開】 (生涯学習課・文化財課・図書館)

6 その他

7 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 4月定例会の会議録承認…萩原委員報告
- (3) 会議録署名委員の決定…山田委員、栢沼委員に決定

和田委員長…それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。議案第12号「小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例について」及び議案第13号「平成26年度6月補正予算について」は、平成26年6月小田原市議会定例会への提出案件でありますので、その性質上、これを非公開といたしたいと存じます。本議案を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

和田委員長…御異議もありませんので、採決いたします。議案第12号及び議案第13号を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

和田委員長…全員賛成により、議案第12号及び議案第13号は、後ほど非公開での審議といたします。

- (4) 報告事項 (1) 青少年の体験交流事業等について (青少年課)

青少年課長…それでは、青少年課より「青少年の体験交流事業等について」、平成26年度の概要をご説明いたします。昨年度は、7月の定例会でご報告させていただきましたが、今年度は、後ほどご報告いたします、塔ノ峰青少年の家についての

廃止条例関係の報告がございますので、併せて今回の定例会にて報告させていただくことといたしました。そのため、参加費用等が確定していない部分があることをご容赦ください。それでは、資料1をご覧ください。

1の指導者養成研修事業「おだわら自然楽校」でございます。事業の概要ですが、地域・学校・青少年団体などで青少年健全育成の担い手として継続的に活躍できる青少年指導者の、発掘・育成・資質向上を目的とした研修事業となっており、指導者に必要なコミュニケーションスキル、安全管理や企画・運営に関するスキル、野外炊事や自然観察などのアウトドアスキルなどの基礎を学ぶ研修事業です。研修内容につきましては、(1)の表にございますとおり、今年度は、指導者としての素養を高めるために必要な知識や技術を学ぶ4回の基礎プログラムと、より実践的な野外での自然観察などを体験しながら学ぶ2回の特別プログラムの計6回の内容となっております。さらに、今年度は、神奈川県と小田原市の共催により、「遊びサポーター養成講座」を実施いたします。本講座は、子どもたちに「群れ遊び」・「昔遊び」を教えながら、地域で活躍できる大人を養成できればと考えており、研修で学び、実践を行い、振り返るといった流れを予定しており、全5回を予定しております。このほかに、後ほどご説明いたしますが、実践研修の機会として毎年夏休み期間に実施しております、裏面4にございます「あれこれ体験 in 片浦」につきましても、引き続き実施してまいります。また、「おだわら自然楽校」の受講者につきましては、小学校や地域が実施する宿泊体験学習などに指導者として派遣しております。26年度の状況ですが、5月22日を皮切りに、現在9校の派遣要望をいただいております。具体的には、派遣予定順で申し上げますと、5月中に矢作小、酒匂小、富士見小学校、6月に、早川小、町田小、大窪小、芦子小学校、7月に富水小、下中小学校となっております。次に、2から4にかけては、市からの委託事業として実施する事業で、それぞれ1泊から2泊の宿泊体験事業となっております。参加対象者は、小学校5年生、6年生となっておりますが、実施する団体が異なっていることから目的や内容も異なっております。2の青少年交流事業「チャレンジアンドトライ」です。この事業は、(5)にございます、子ども会連絡協議会に委託するものです。各地区子ども会の代表児童が集い、地域の子ども会活動などでリーダーとして活躍できるよう、各種プログラムを体験する事業です。今年度は、厚木市子ども会育成連絡協議会と小田原市子ども会連絡協議会の共催で、7月5日・6日の1泊2日、厚木市七沢自然ふれあいセンターに宿泊し、その周辺で自然観察、ナイトウォークなどを実施します。参加者は、各地区の子ども会から選出された小学6年生・46人となっております。次に、裏面の3の地域少年リーダー養成講座「きらめきロビンフード」です。この事業は、(3)にございます小田原市青少年育成推進員協議会に委託するものです。この事業は、子どもたちが、新しい仲間と一緒に自然体験やキャンプスキルを習得する中で、シニア・リーダーズ・クラブ

やジュニア・リーダーズ・クラブとも交流を図り、地域で活躍できる「少年リーダー」としての自覚と行動力を身につけていくことをねらいとしています。講座の内容は、(1)の表にございますとおり、8月の2泊3日のキャンプを中心とした全4回の年間講座となっており、小学5、6年生を対象とし40名の定員となっております。次に、4の地域・世代を超えた体験学習「あれこれ体験 in 片浦」です。この事業は、(5)にございます、おだわら自然楽校の受講者で組織される「地域・世代を超えた体験学習実行委員会」に委託するものです。この事業は、参加者である小学5・6年生が、学校や学年を超えた仲間とコミュニケーションを図り、また、世代の異なる大人の指導者たちと交流をしながら、創造性や自立心、豊かな人間性を育むことのできるようにする2泊3日の宿泊体験学習です。参加人数拡大のため、昨年度から実施回数を2回に増やしております。期日は、第1回目が8月1日(金)～3日(日)の2泊3日、第2回目が8月7日(木)～9日(土)の2泊3日となっており、それぞれ48人合計96名の定員としています。旧片浦中学校のグラウンドにテントを張り宿泊し、野外炊事、キャンプファイヤー、体験型ウォークラリーなどを実施します。今後も子ども達に、より多くの体験学習の機会を提供し、多くの子どもたちに参加してもらえよう、内容の充実をはかってまいりたいと考えています。以上で説明を終わります。

(質 疑)

萩原委員…「1 指導者養成研修事業」ですが、内容が基礎編、特別編等色々ありますが、この講座を指導する方は、どなたがなさるのですか。

青少年課長…私どもの方で、外部講師の方をお願いして、その道の専門家をお願いしております。

萩原委員…すべての講座が同じ方が講師になるのですか。

青少年課長…すべて違う講師になります。

萩原委員…どういう方が講師なのか興味があったので、聞きました。

青少年課長…一例を申しますと、5月18日、すでに済んでおりますが、足柄グリーンサービスという会社に大人の方が指導するゲームを教えられる方がいらっしゃいますので、その方をお願いしたりしております。

山田委員…「1 おだわら自然楽校」についてですが、毎年やっていたらと思うので、研修終わった方が、毎年増えていくという形になるのでしょうか。それとも、研修を受けた方が再度、研修を受けることができるのでしょうか。

青少年課長…山田委員がおっしゃったように、繰り返し受けられる方もいらっしゃいますし、新しく参加いただける方もいらっしゃいます。

栢沼教育長…「3 地域少年リーダー養成講座」ですが、「地域で活躍できる少年リーダー」というところが狙いに書かれていますが、地域で活躍する場面と言いますか、

この子たちが、どういうケースが考えられるのか、教えて頂きたいと思います。

青少年課長…そのあたりの詳細につきましては、私どもの方で把握していない部分もございます。自治会から推薦をいただきました青少年育成推進委員と参加したお子さんのつながりで地域での活動の中で御指導いただけるものと考えております。

和田委員長…神奈川県と共催する事業がありますが、共催相手の神奈川県には、小田原市の青少年課のような部署があるのですか。

青少年課長…神奈川県部署につきましては、神奈川県立青少年センターがございまして、こちらの指導者育成課という部署が、共催相手でございます。

(その他質疑・意見等なし)

(5) 報告事項(2) 小田原市塔ノ峰青少年の家条例を廃止する条例等の素案に係る意見公募手続きの実施について (青少年課)

青少年課長…引き続き、「小田原市塔ノ峰青少年の家条例を廃止する条例等の素案に係る意見公募手続きの実施について」をご説明いたします。資料2をご覧ください。現在「小田原市塔ノ峰青少年の家」につきましては、「小田原市塔ノ峰青少年の家条例」に基づき設置されておりますが、平成26年1月の定例会でもご報告させていただいた通り、この9月の市議会定例会に、塔ノ峰青少年の家条例を廃止する条例案を上程し、平成26年度末日を持って塔ノ峰青少年の家を廃止したいと考えております。また、併せて同条例施行規則も廃止するものです。条例等の改廃につきましては、小田原市意見公募手続条例において、広く市民等の方々から意見をいただくこととしているため、意見公募いわゆるパブリックコメントを実施することとなっております。資料については、意見記入用紙を添付させていただきました。表面には、意見の提出方法、意見提出期間、留意事項、問い合わせ先が、裏面には意見の記載欄、ご意見をいただく方の住所、氏名、連絡先の記載欄などが記載されています。なお、意見提出期間については5月19日、昨日からでございますが、6月17日までの1か月間としております。定例会開催の日程とパブリックコメント実施の日程の都合から、本日の報告となりましたことをご容赦いただきたいと思います。また、資料2の3ページ目に、「小田原市塔ノ峰青少年の家条例を廃止する条例等の骨子案について」を添付させていただきました。「1 条例等廃止の背景」と記載がございますが、その内容は26年1月に定例会でご説明させていただきました内容と一緒にございます。この意見募集を行った後、意見を取りまとめ、市の考え方などを示した後に廃止条例案を議会に上程させていただき、ご同意をいただいた後に条例等を廃止・施設の廃止とすることとなります。以上を持ちまして報告を終わらせていただきます。

(質 疑)

山 口 委 員…パブリックコメントを募集するのは、あくまでも条例を廃止する条例に対してのパブリックコメントであって、塔ノ峰青少年の家を廃止することに対するパブリックコメントを取らないわけですよ。廃止することが前提にあって、それに対する条例をどうするかについてのパブリックコメントを取るという事ですよ。

青少年課長…そのとおりです。ただ、この書き方で出しますと、今お話をいただきました廃止について御意見をいただく方も出てくる可能性はないとは言えないと思います。

山 口 委 員…パブリックコメントを出す方はきっと調べるのでしょうけれども、塔ノ峰青少年の家条例について、調べようと思えば調べられるわけですよ。長くなってしまいますので、載せることはできないとは思いますが、条例を廃止する条例と規則を廃止する規則に対する意見というのは、どういう事を言っているのか、素人には、分かりません。意見を出す方は出すのでしょうけれども、多くの市民の方は、分かるのかなど、率直な意見なのですが。行政上の文言ですと、この書き方になるのでしょうかけれども、もう少し多くの市民に分かるような書き方というものはないのでしょうか。パブリックコメントで何を書いていいのか、全く頭に浮かんできません。一番最初に教育委員になった時に、何とか条例を廃止する条例というものが理解できなかったものですから。条例を廃止する条例を作ること、この言葉自体が理解できないだろうなと思います。パブリックコメントが来るのでしょうか。期待できないと思います。

青少年課長…今回、ご覧いただきますとお分かりになると思いますが、あるものをなくすという形ですので、その反対をするかどうかというご意見になるかと思いますが。

山 口 委 員…たぶん、その方向になるかと思いますが。条例に対して、色々言われても、廃止することが前提になっているものですので、パブリックコメントをする意味があるのかどうかを考えてしまうのが正直なところであります。それでしたら、塔ノ峰青少年の家を廃止することに対してのパブリックコメントをもっと前の段階で出来たらよかったですと思います。いろんな事情をお伺いすると、廃止せざるを得ないという事はわかりますけれども、多くの市民の感情では、もう廃止することが前提にあって、それに対してパブリックコメントをしても意味がない、と思うだけではないかと考えるのですが、どうでしょうか。

和田委員長…これは、必ずしも青少年課だけの問題ではないですよ。すべて行政に関わる問題だと思いますので、もし、このことに対してのご意見があるようでしたら、事務局からお願いします。

文 化 部 長…昨年度ですが、国府津プールに関して廃止について、同じようにパブリックコメントをやらせていただきました。これに関しましては、廃止に向けては、利用者であるとか、地域の方であるとか、PTAの方々に様々なご意見を聞く機会を設けたり、アンケートを取らせていただいたり、後に議会にも報告させて

いただいて、そういったことを整えたうえで、最終的には、パブリックコメントをやりました。これは、パブリックコメントに関して、こういった形でとらせていただくのは、ひとつは、パブリックコメントに関する条例がありまして、条例案について、条例案を定める時には、必ずパブリックコメントを取らなければいけないとなっております。ですから、言い換えると、廃止について、パブリックコメントを取った後で、その廃止をするときには、その廃止を市としては、条例で定めなければいけないのです。ですから、条例を廃止するということは、条例を廃止する条例を作らなければいけないことになりますので、こういう言い方になります。内容的にパブリックコメントを1回やって、条例を定める時にパブリックコメントをやらなければいけないことになると、ほぼ同じような内容で2回パブリックコメントをやることになります。ですから、国府津プールの場合も、パブリックコメントは1回でした。条例案に整えたところで、その条例案を見ていただいて、その上でパブリックコメントを取らせていただいて、もちろんそこには、条例そのものの条文に関するご意見は、ほぼあるはずはなくて、やはり国府津プールの廃止についてのご意見が基本的にはあったということで、特段廃止することへの反対が多くはございませんでしたので、廃止に至ったということです。おそらく、塔ノ峰青少年の家も同じような手順を踏んできていて、昨年度の定例会に報告された時には、利用団体とか関係者には意見聴取をして廃止する方向性を定めたうえで、今度は条例案を整えて、パブリックコメントに臨むということであろうと思うので、そのようにご理解いただくのがよろしいかと思います。ただ、確かに本体の条例もその場で見えた方が、もともとどういう条例であったのか、それを廃止するのだなというところでは、分かりやすいと思うので、国府津プールの時には、御幸プールもございまして、それを定めている条例があって、その中から国府津プールが抜けますというような組み立てでしたので、その条文をお示ししてパブリックコメントを取らせていただきました。どうしても施設の廃止というものは、そうある事ではありませんので、昨年事例としては、そういうふうにやらせていただきましたので、パブリックコメントの取り方としては、ほぼ同じ手順を踏んでいくものだと思いますので、そのようにご理解いただけたらと思います。

和田委員長…仕組みは、お分かりいただけただけでしょうか。

山口委員…はい。

(その他質疑・意見等なし)

和田委員長…以上で青少年課が関連する議題は終了いたしましたので、青少年課関係の職員はご退席ください。

(青少年課職員退席)

(6) 報告事項(3) 平成26年度復興派遣に関する文化庁長官表彰に係る小田原市及び派遣職員に対する感謝状授与について (文化財課)

文化財課長…それでは私から、「平成26年度復興派遣に関する文化庁長官表彰に係る小田原市及び派遣職員に対する感謝状授与について」御説明申し上げます。資料3をご覧くださいと存じます。まず、文化庁長官表彰についてですが、この制度は文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者について表彰し、又は感謝状を授与し、これを顕彰しようとするものです。今回の小田原市及び派遣職員の感謝状授与については、東日本大震災の復興に係る埋蔵文化財保護に際して、職員を派遣した組織並びに派遣職員に対して平成26年6月4日に文化庁長官から感謝状が贈呈されることになったものです。授与される職員は、文化部文化財課史跡整備係の土屋了介主事でございます。学芸員として、現在大変話題となっております御用米曲輪の発掘調査を担当しております。土屋主事は、平成25年7月1日から9月30日までの3箇月間という比較的短い期間でしたが、岩手県宮古市の教育委員会に派遣され、埋蔵文化財すなわち遺跡の保護や発掘調査業務に携わってまいりました。東日本大震災では東日本の広範な地域で被害を受けましたが、とりわけ岩手、宮城、福島県の3県の被害は甚大で、多くの文化財が被害を受けました。また、復興のために必要不可欠な道路の建設や、高台での新しい住宅地の造成工事に伴い事前に数多くの遺跡の発掘調査を行わなければならない状況が続いております。このため文化庁では、文化財が適切に保護されると共に復興が滞りなく進むよう、全国に支援を呼びかけ大変数多くの自治体職員が復興派遣に参加しているところです。このように復興派遣は文化庁としても大変重要視しているものであり、このたび73団体、94名が表彰されることになったものです。なお、神奈川県内では、文化財関係の復興派遣に協力している市町村は今のところ小田原市のみでございますが、今年度も昨年度に引き続き、7月1日から9月30日までの期間、宮古市教育委員会に文化財課埋蔵文化財係の職員1名を派遣する予定でございますこと、申し添えさせていただきます。私からの報告は、以上です。

(質 疑)

和田委員長…震災直後の混乱の中でのこういう作業は大変だったろうと思うのですが、これは、文化財課だけではなく、小田原市の職員でも他の方々がたくさん行っているのですね。文化財関係で県内では、小田原市のみということですね。支援は、今でも続いているのですか。

文化財課長…そのとおりです。

和田委員長…大変ですね。

山 口 委 員…小田原市の文化財課から宮古市に行くというのは、小田原市に職員を出してくれと文化庁から依頼があるわけですか。それとも他の自治体で埋蔵文化財を発掘しなければいけないところもあると思うのですが、これは、文化庁の指示で決まる事なのか、小田原市から手を挙げるものなのか、そのあたりを教えてください。

文化財課長…様々なルートで、文化庁からの働きかけがありましたが、とりわけ、国指定史跡の小田原城跡を持っている関係で、小田原市は全国史跡整備市町村協議会という市町村の集まりの代表的な理事を務めているのですが、文化庁からもぜひ皆さんで東北地方を助けてやってほしいとの投げかけを特にいただいたりしていました。ただ、それだけではなく、そうした集まりを通して市町村間のつながりが強いところもございまして、そういった文化庁からの働きかけもなくとも、市町村間で連絡を取り合って、職員を派遣しているところもございまして。そうしたことも文化庁が全体を把握している中で、やはり開発事業に先立つ発掘調査を効率よく終わらしていかななくてはならないわけですから、文化庁では、全体を把握しつつお互いのつながりを尊重しながら、応援に行ってくれという事のように。宮古市につきましては、小田原市は宮古市に派遣してくれと決められているわけではなくて、ある程度、文化庁とのやり取りの中で宮古市に派遣するのはどうでしょうかとなりました。今年度も再び宮古市というのは、ようやく人的なつながりもできてきましたので、この御縁を大切にしようということで、私どもの方からよろしければ、もう一年宮古市に派遣させていただきますと申し出ており、そのとおり実施されることになりました。

山 田 委 員…土屋さんが派遣された期間が3箇月なんですけど、素人判断ですが、もう少し長い期間が必要だと思うのですが、この期間はどのように決められるのでしょうか。

文化財課長…私どもも、もう少し長く派遣できないのかと内部でも議論があったのですが、私どもの中でも、御用米曲輪をご覧になっていただいたとおり、大変人が足りない状況です。そのような中で、私どももいずれは、応援に来てもらうようなことがあるかも知れないということもございまして、少ない期間でもいいから応援に行ってもらいたいという、期待に応えないといけないということで、3箇月という期間は、派遣された職員にとっては、あっという間の3箇月間だったように思いますが、応援にはいこうということで、派遣しております。文化庁からは、とにかく、3箇月でもいいから、派遣できる場所は、派遣してくださいと、呼びかけられています。この呼びかけに応じた小田原市には、直接文化庁調査官から大変ありがとうございますと感謝のことばをかけていただいております。そういった状況です。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 報告事項(4) 小田原市いじめ防止基本方針策定に向けた進捗状況について

(教育指導課)

教育指導課長…報告事項(4)「小田原市いじめ防止基本方針策定に向けた進捗状況について」説明させていただきます。4月の教育委員会定例会におきまして報告させていただきました内容の進捗状況でございます。5月2日に庁内7つの課の作業部会員により第1回作業部会を実施させていただきました。策定へ向けた体制やスケジュールを確認させていただき、今後の策定へ向けた協議を行いました。資料4をご覧ください。この資料は、各課が所管する団体や協議会等へ、いじめ防止基本方針についての意見聴取の日程や方法等について集約し、協力依頼を行う基とする様式です。6月5日を目安にまとめ、各団体に働き掛けていきたいと考えております。また、裏面の様式2は、各団体に具体的なお意見をいただく際に記載する書式とし、8月5日を目安に回収したいと考えております。また、昨日5月19日には、教育部副部長を委員長、7課の課長を委員に第1回検討委員会を開催し、策定へ向けた確認や小田原市いじめ防止基本方針の素案の提示等を行いました。今後は6月11日に第2回作業部会を開催し、各種団体等への意見聴取へ向けた具体的な取組みを進めてまいりたいと考えております。以上で「小田原市いじめ防止基本方針策定に向けた進捗状況について」の説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

山田委員…意見なのですが、小田原市独自のいじめ防止基本方針を作られたらと思います。おだわらっ子の約束があるのですが、この前、教育長がおだわらっ子の約束をいろんなところで、子ども達に示したいとおっしゃっておられました。これを見ますと、これを守ったら、いじめは、無くなるような気がするぐらい良い言葉です。こういうことも入れ込むことが出来ないのかなと思います。子ども達は、なじんでいますし。ただ、いつも目にうつしすぎて、きちっととらえてないところもあります。おだわらっ子の約束を取り入れることが出来たら、小田原らしい方針が出来るのかなと思いました。

教育指導課長…参考にさせていただきます、進めていきたいと思っております。

和田委員長…進め方なので、このとおりにしていただければと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(8) 日程第1 議案第11号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

栢沼教育長…それでは、議案第11号「小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」を御説明申し上げます。これは、教育委員会事務局の事務分掌に変更が生じたので、条文を整理するための改正でございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育総務課長…議案第11号「小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」を細部説明させていただきます。この規則につきましては、ただいま教育長から提案説明がございましたとおり、教育総務課の事務分掌に一部変更が生じたことから、改正するものでございます。変更内容といたしましては、昨年度定例会でもお諮りいたしました。財団法人小田原市学校建設公社が昨年7月31日をもって解散を致しました。その清算事務を行っておりましたが、4月16日をもって、清算を結了したところでございます。この4月30日付けで清算結了の登記が完了いたしましたところから、「小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則」の一部を改正し、当該事務を削る改正を行うものでございます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

和田委員長…先ほど非公開とすることにいたしました議案以外の議題は終了いたしましたので、非公開とすることにいたしました案件を審議いたします。関係者以外の方は、ご退席ください。

(関係者以外退席)

(9) 日程第2 議案第12号 小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例について (教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

栢沼教育長…それでは、議案第12号「小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。この条例改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から意見を求められましたので、意見の申出をするものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育指導課長…それでは私から、議案第12号「小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。お手元の資料をご覧ください。この度の条例改正は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正するものでございまして、その内容は、同規則の題名が資料にございましており改められたことに伴いまして、同規則を引用いたします小田原市奨学基金条例第2条の規定を整備するものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員の同意により原案とおりの意見の申出をする

(10) 日程第3 議案第13号 平成26年度6月補正予算について

(生涯学習課・文化財課・図書館)

提案理由説明…教育長、文化部長

栢沼教育長…それでは、議案第13号「平成26年度6月補正予算について」を御説明申し上げます。6月5日に開会する市議会6月定例会への平成26年度小田原市一般会計補正予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から意見を求められましたので、意見の申出をするものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

文化部長…それでは私から、議案第13号「平成26年度6月補正予算について」御説明申し上げます。議案第13号の資料2枚目をご覧くださいと存じます。今回の補正予算に計上する事業につきましては、いわゆる歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致維持向上計画」に位置付けられた事業でございます。「(歳入)」につきましては、その財源につきまして、国庫補助金である「社会資本整備総合交付金」を計上するものでございます。歳出予算について御説明申し上げますので、資料の中ほどをご覧くださいと存じます。まず、「(項) 社会教育費」、「(目) 文化財保護費」の「清閑亭保存整備活用事業費」につきましては、建物の老朽化・劣化が進んでおります国登録有形文化財の「清閑亭」において、平成23年度に策定した改修計画に基づき、建物の改修等を行うため、所定の経費を計上するものでございます。今回の補正予算の内容につきましては、建物の主に東棟において、構造補強工事や壁改修工事等を実施するものでございます。次に、「(項) 社会教育費」、「(目) 図書館費」の「小田原文学館整備活用事業費」につきましては、小田原文学館と白秋童謡館の建物の構造についての調査を行うとともに、白秋童謡館について耐震診断を行い、それぞれについて、補修及び補強方法についての提案を受けるものでございます。次に、「(項) 社会教育費」、「(目) 郷土文化館費」の「松永記念館整備活用事業費」につき

ましては、郷土文化館の分館である松永記念館の有効利用に向け、松永記念館本館の外壁や展示ケース、並びに本館及び収蔵庫の電気設備等の改修工事を行うものでございます。以上で、議案第13号につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質 疑)

山田委員…松永記念館の予算要求額が大きいのですが、大々的な改修工事になるのでしょうか。

生涯学習課長…金額が大きいのは、本館の内装改修や展示ケースの一部を気密性の高いエアタイト型ケースに変えるものです。これが、3千万円ほどかかります。その他、本館の外壁塗り直しですとか、外構、電気設備、空調設備が老朽化しておりますので、そういったところを累計していきますと、金額が大きくなってしまいます。

山口委員…展示ケースをエアタイトにするということですが、今までは、真ん中に仕切りがあって見にくかったのですが、あれは、無くなりますでしょうか。

生涯学習課長…本館の方でしょうか。別館の方でしょうか。ご指摘の仕切り状のものがあるのは別館の展示ケースかと思われませんが、今年度は別館の改修は予定していません。

山口委員…了解しました、別館の方ですね。

和田委員長…今後の改修の参考にしてください。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員の同意により原案とおりの意見の申出をする

(11) 委員長閉会宣言

平成26年6月17日

委 員 長

署名委員（山田委員）

署名委員（栢沼委員）